

北海道控除対象

NPO法人（指定NPO法人）

制度が始まりました。

● 指定NPO法人制度とは？

一定の要件を満たすNPO法人が北海道の条例で指定されることにより、**税制上の優遇措置**を受けられる制度です。

● 指定NPO法人になるとどうなるのですか？

指定NPO法人に寄附すると、**寄附金額の約4%が道民税**から控除されます。

寄附した個人のメリット

■ 北海道の指定NPO法人に寄附すると、寄附金のうち2,000円を超える部分の4%が個人道民税から控除されます。

* 控除金額 = (寄附金額 - 2,000円) × 4% (道の指定を受けている場合)

指定NPO法人のメリット

■ 寄附者の個人道民税が控除の対象となることにより、法人への**寄附の促進**が期待されます。

■ より多くの優遇措置を受けられる**認定NPO法人**への近道になります。

* 認定NPO法人の認定要件のうち、寄附金等に関する要件であるPST（パブリックサポートテスト）要件を満たすことになります。

広く市民から支持を受けているかどうかを判断する基準

認定NPO法人になると・・・

・ 個人が寄附した場合の寄附金に係る税制控除

所得税（40%）、道民税（4%）、市町村民税（6%）・・・最大50%控除

・ 法人が寄附した場合の損金算入限度額が拡大

・ 相続人が寄附した金額を相続税の算定基準から除外

・ みなし寄附金制度の適用

などの税制上の優遇措置が受けられます。

